# 国会等移転審議会令 （平成八年政令第二百三十五号）

#### 第一条（部会）

国会等移転審議会（以下「審議会」という。）は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

##### ２

部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

##### ３

部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

##### ４

部会長は、部会の事務を掌理する。

##### ５

部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

#### 第二条（議事）

審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

##### ２

審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

##### ３

前二項の規定は、部会の議事について準用する。

#### 第三条（事務局次長）

事務局に、事務局次長一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

##### ２

事務局次長は、事務局長を助け、局務を整理する。

#### 第四条（参事官）

事務局に、参事官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

##### ２

参事官は、命を受けて局務に関する重要事項の調査審議に参画する。

#### 第五条（雑則）

この政令に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

# 附　則

##### １

この政令は、公布の日から施行する。

##### ２

国会等移転調査会令（平成四年政令第三百九十三号）は、廃止する。

# 附則（平成一二年六月七日政令第三〇三号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。